

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施に伴う

第3期旭市子ども・子育て支援事業計画の変更について

1. 計画変更の経緯

乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」は、子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年度から新たに「乳児等のための支援給付」として、全国の自治体で実施されることとなりました。令和7年9月には、子ども・子育て支援事業計画に関する基本的指針が改正され、旭市子ども・子育て支援事業計画の一部変更(追記)が必要となったものです。

2. 改正内容

基本的記載事項(必須記載事項)として、子ども・子育て支援事業計画に位置づけるもの

- (1)乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
→位置づけあり
- (2)乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項
→位置づけがないため下記のとおり追記します(下線部分)

《第3期旭市子ども・子育て支援事業計画》

(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)〈計画 P110〉

【事業概要】

保護者の就労を問わず、月10時間まで時間単位で柔軟に保育所などを利用できる事業です。

【量の見込み】

単位：人日/月

	令和5年度 (実績)	令和6年度 (見込み)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み				17	17	17	17

【提供体制の確保策(確保の考え方)】

ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保しながら、必要に応じた利用ができるよう実施します。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供に関する体制確保】

乳児等通園支援事業が満3歳未満の児童を対象とするため、地域の教育・保育施設と連携を図り、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるなど、教育・保育施設への円滑な移行を支援します。